

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

夏 期 運 営 要 領

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

夏期運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）会員就業規程第4条に基づき、会員の健康並びに熱中症等の災害防止に配慮するとともに、関連して地球温暖化防止及び省エネルギーの観点から実施するセンター定款第46条第2項に定める者（以下、「職員」という。）の軽装勤務等について、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 センター自動車貸出要綱第6条第2項に定める社用車の貸出時間を変更する。

2 センター事務局職員就業規則第15条第2項に基づく、同第15条第1項第1号に定める勤務時間を変更する。

3 職員の軽装勤務を認める。ただし、義務化するものではない。

(実施期間)

第3条 前条第1項及び第2項の実施期間は、センター事務局職員就業規則第19条に定める休日（以下、「休日」という。）を除く毎週水曜日及び毎年7月1日から9月30日までの月曜日から金曜日とする。

2 前条第3項の実施期間は、休日を除く毎年6月1日から9月30日までの月曜日から金曜日とする。

(貸出時間及び勤務時間)

第4条 第2条第1項の貸出時間は、毎週水曜日を7時30分から17時まで、水曜日を除く月曜日から金曜日を8時から17時までとする。

2 第2条第2項の勤務時間は、毎週水曜日を7時30分から16時15分まで、水曜日を除く月曜日から金曜日を8時から16時45分時までとする。

ただし、電話受付、金銭の授受、支払等の時間は、8時30分から17時15分までとする。

(対象者)

第5条 第2条第1項の対象者は、センター自動車貸出要綱第3条に定める者とする。

2 第2条第2項の対象となる者は、センター事務規程第2条第1項に定める職員のうち1名とする。

3 第2条第3項の対象となる者は、職員とする。

(軽装)

第6条 第2条第3項に定める軽装とは、社会常識を逸脱しないよう節度を保った夏向きの服装をいう。

(周知)

第7条 第2条第1項の実施にあたっては、文書またはチラシ等により会員に周知するものとする。

2 第2条第2項の実施にあたっては、本要領を以って職員に対し周知したものとし、会員への周知や公告は特に行わない。

3 第2条第3項の実施にあたっては、センター定款第47条の方法により周知するものとする。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、理事会において承認を得るものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和2年6月1日より施行する。